

令和元年度

浜松市財政健全化及び  
経営健全化審査意見書

浜松市監査委員



浜 監 第 40 号  
令和 2 年 9 月 16 日

浜松市長 鈴木康友 様

浜松市監査委員 鈴木利享  
浜松市監査委員 佐藤雅秀  
浜松市監査委員 高林修  
浜松市監査委員 斉藤晴明

**財政健全化及び経営健全化に係る審査意見の提出について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

## 目 次

令和元年度 浜松市財政健全化及び経営健全化に係る審査意見 .....	1
第1 審査の基準 .....	1
第2 審査の対象 .....	1
第3 審査の期間 .....	1
第4 審査の着眼点及び実施内容 .....	1
第5 審査の結果 .....	2
1 健全化判断比率 .....	2
2 資金不足比率 .....	2
3 審査意見 .....	3
第6 健全化判断比率及び資金不足比率の状況 .....	4
1 健全化判断比率 .....	4
(1) 実質赤字比率 .....	4
(2) 連結実質赤字比率 .....	5
(3) 実質公債費比率 .....	6
(4) 将来負担比率 .....	7
2 資金不足比率 .....	9
(1) 公営企業会計(法適用企業) .....	9
(2) 公営企業会計(法非適用企業) .....	11

## 凡 例

本文、表及び図中の金額等の記述は、次の要領による。

- 1 本文及び表中に用いた年度は、原則として元号を省略した。
- 2 本文中に用いた金額は、原則として万円未満を切り捨てて表示した。
- 3 本文及び表中に用いた比率は、総務省が示す算定方法に基づいている。
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 各表の資料は、各会計決算書又は関係部局等からの提出物を基に作成した。
- 6 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

# 令和元年度 浜松市財政健全化及び経営健全化に係る審査意見

## 第1 審査の基準

この審査は、浜松市監査基準(令和2年浜松市監査委員告示第2号)に準拠して実施した。

## 第2 審査の対象

### 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率

#### (1) 地方公営企業法適用企業

- ア 浜松市病院事業会計決算
- イ 浜松市水道事業会計決算
- ウ 浜松市下水道事業会計決算

#### (2) 地方公営企業法非適用企業

- ア 浜松市と畜場・市場事業特別会計決算
- イ 浜松市農業集落排水事業特別会計決算
- ウ 浜松市中央卸売市場事業特別会計決算

(注) 「地方公営企業法適用企業」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「地方公営企業法非適用企業」はそれ以外の公営企業。

### 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の期間

令和2年7月1日から同年8月21日まで

## 第4 審査の着眼点及び実施内容

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、

- ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)、その他関係法令に基づいて算定されているか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか

を着眼点として検証した。

審査手続については、関係資料との照合、関係職員からの説明聴取等により審査を行った。

## 第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	元年度	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	5.5	6.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であるため「—」と記載した。  
 2 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と記載した。  
 3 早期健全化基準…基準値以上の場合、健全化法第4条第1項に規定する「財政健全化計画」を定めなければならない。  
 4 財政再生基準…基準値以上の場合、健全化法第8条第1項に規定する「財政再生計画」を定めなければならない。

### 2 資金不足比率

(単位：%)

区 分	元年度	30年度	早期健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
と畜場・市場事業特別会計	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	—	

- (注) 全ての公営企業会計において、資金不足額は計上されていないため、資金不足比率は「—」と記載した。

### 3 審査意見

元年度決算における健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、算定基礎となる一般会計等及び公営企業会計において赤字がないことから算定されなかった。3年間の平均で表される実質公債費比率は5.5%で、30年度に比べ1ポイント改善している。これは、中期財政計画に基づく市債残高削減の取組による公債費元利償還金の減少によるものである。将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから算定されなかった。

各比率とも早期健全化基準を大きく下回る結果であったが、今後においては、少子高齢化や、働き方改革を背景とした保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大、新清掃工場や新病院、文化・スポーツ施設等の大規模な公共建築物の整備更新、小・中学校における空調設備の整備、インフラ施設の長寿命化や適正な維持管理に係る経費の増大に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政への影響にも注視していく必要がある。

これまでも歳出の重点化、事業の廃止、見直し、合理化、効率化によるメリハリの効いた予算執行により、中期財政計画(27年度から6年度)の計画値を達成してきている。引き続き、事業の選択と集中により、限られた財源の有効活用を図るとともに、中期財政計画に基づきプライマリーバランスを堅持しながら、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指した財政運営に努められたい。

また、病院事業会計をはじめとする公営企業会計における資金不足比率は算定されなかった。各事業においては、今後も資金不足が生じないように、安定した経営基盤を維持されたい。

#### 【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業				
		公共用地取得事業				
		育英事業				
		学童等災害共済事業				
		公債管理				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業				
		介護保険事業				
		後期高齢者医療事業				
		小型自動車競走事業				
		駐車場事業				
	公営企業会計	公営企業に係る特別会計	法適用企業			
			病院事業			
			水道事業			
		法非適用企業	下水道事業			
			と畜場・市場事業			
			農業集落排水事業			
一広域事務連合組合	一部事務組合	浜名湖競艇企業団				
		養護老人ホームとよおか管理組合				
		浜名学園組合				
	広域連合	静岡県後期高齢者医療広域連合				
		静岡県地方税滞納整理機構				
資金不足比率						

(注) 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定する。

## 第6 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

### 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

- ・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもの)に対する比率
- ・福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を表す指標

$$\text{実質赤字比率 } 0\% (-) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A) } 0 \text{ 円}}{\text{標準財政規模 (B) } 213,100,289 \text{ 千円}}$$

- (注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額をいう。
- 2 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示したものである。  
標準財政規模(213,100,289千円)は、標準税収入額等(173,970,900千円)、普通交付税(20,929,312千円)、臨時財政対策債発行可能額(18,200,077千円)の合計。

#### 実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%、比率増減：ポイント)

区 分		実質収支額			
		元年度	30年度	増減	
一般会計等	一般会計	5,888,467	5,997,617	△109,150	
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	40,547	26,380	14,167
		公共用地取得事業	0	0	0
		育英事業	9,691	1,168	8,523
		学童等災害共済事業	554	170	384
		公債管理	0	0	0
合計 (a)		5,939,259	6,025,335	△86,076	
実質赤字額 (A)		0	0	0	
標準財政規模 (B)		213,100,289	212,828,384	271,905	
実質赤字比率 (A)/(B)		-	-	-	
(参考) (△a)/(B)		(△2.78)	(△2.83)	(0.05)	

- (注) 1 実質収支が黒字である場合、負の値で表示される。
- 2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実質収支額は、事業繰越額を控除した額。

対象となる会計別の実質収支額の合計は59億3,925万円の黒字であり、実質赤字額0円のため、実質赤字比率は算定されない。(報告上「-」で表示)

参考として括弧内に表示した実質黒字額の標準財政規模に対する比率は、△2.78%である。

また、元年度の標準財政規模は2,131億28万円で、30年度に比べて、2億7,190万円増加している。主として市税収入などの増による標準税収入額等の増加によるものである。



## (2) 連結実質赤字比率

- ・公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を数値化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率 } 0\% (-) = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)} \quad 0 \text{ 円}}{\text{標準財政規模 (B)} \quad 213, 100, 289 \text{ 千円}}$$

### 連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%、比率増減：ポイント)

区 分			実質収支額又は資金不足・剰余額		
			元年度	30年度	増 減
一般会計等	一 般 会 計		5,888,467	5,997,617	△ 109,150
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	40,547	26,380	14,167
		公共用地取得事業	0	0	0
		育英事業	9,691	1,168	8,523
		学童等災害共済事業	554	170	384
		公債管理	0	0	0
小 計 (a)			5,939,259	6,025,335	△ 86,076
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業		1,871,814	1,691,400	180,414
	介護保険事業		708,085	1,250,348	△ 542,263
	後期高齢者医療事業		26,261	73,040	△ 46,779
	小型自動車競走事業		685,426	683,136	2,290
	駐車場事業		24,992	24,992	0
小 計 (b)			3,316,578	3,722,916	△ 406,338
公営企業に係る特別会計	法適用	病院事業	3,111,159	3,087,378	23,781
		水道事業	11,317,881	12,051,547	△ 733,666
		下水道事業	4,170,674	3,041,436	1,129,238
	法非適用	と畜場・市場事業	0	0	0
		農業集落排水事業	0	0	0
中央卸売市場事業		19,015	47,405	△ 28,390	
小 計 (c)			18,618,729	18,227,766	390,963
合 計 (a)+(b)+(c)=(d)			27,874,566	27,976,017	△ 101,451
連結実質赤字額 (A)			0	0	0
標準財政規模 (B)			213,100,289	212,828,384	271,905
連結実質赤字比率 (A)/(B)			-	-	-
(参 考) (△d)/(B)			(△ 13.08)	(△ 13.14)	(0.06)

(注) 1 連結実質収支が黒字である場合、負の値で表示される。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実質収支額は、事業繰越額を控除した額。

対象となる会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計は278億7,456万円の黒字であり、連結実質赤字額0円のため、連結実質赤字比率は算定されない。(報告上「-」で表示)

参考として括弧内に表示した連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率は、△13.08%である。

### (3) 実質公債費比率

- ・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均
- ・借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを数値化し、資金繰りの程度を表す指標

実質公債費比率(単年度) 5.13272%

$$\frac{\begin{aligned} & \text{(元利償還金(A) 30,558,091千円} + \text{準元利償還金(B) 10,479,532千円)} \\ & - \text{(A又は(B)に充てられる特定財源(C) 6,117,663千円} + \text{算入公債費及び算入準公債費の額(D) 25,279,647千円)} \\ & = \text{(標準財政規模(E) 213,100,289千円} - \text{算入公債費及び算入準公債費の額(D) 25,279,647千円)} \end{aligned}}{\text{(標準財政規模(E) 213,100,289千円} - \text{算入公債費及び算入準公債費の額(D) 25,279,647千円)}}$$

#### 実質公債費比率の状況

(単位 金額：千円、比率：％、比率増減：ポイント)

区 分	元年度(a)	30年度(b)	29年度(c)	28年度(d)	増 減 (a)-(b)
元利償還金 (A)	30,558,091	31,594,686	32,841,310	33,240,906	△ 1,036,595
準元利償還金 (B)	10,479,532	10,330,305	10,560,482	10,690,793	149,227
(A)又は(B)に充てられる特定財源 (C)	6,117,663	6,138,898	6,457,258	6,753,313	△ 21,235
算入公債費及び算入準公債費の額 (D)	25,279,647	25,766,031	25,671,862	24,885,738	△ 486,384
標準財政規模 (E)	213,100,289	212,828,384	208,722,595	178,455,666	271,905
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)	5.13272	5.35654	6.15822	8.00459	△ 0.22382
<b>元年度実質公債費比率 (3か年平均)</b>	5.5				
30年度実質公債費比率 (3か年平均)		6.5			

元年度(29年度から元年度の3か年平均)の実質公債費比率は5.5%で、30年度(28年度から30年度の3か年平均)に比べて、1ポイント改善している。早期健全化基準25.0%を大きく下回っている。

#### (4) 将来負担比率

- ・地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を数値化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

将来負担比率 △ 27.0% ( - )

$$= \frac{\text{将来負担額 (A) 422,063,384 千円} - \text{充当可能財源等 (B) 472,920,424 千円}}{\text{標準財政規模 (C) 213,100,289 千円} - \text{算入公債費等の額 (D) 25,279,647 千円}}$$

#### 将来負担比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%、比率増減：ポイント)

区 分	元年度	30年度	増 減
ア 将来負担額 (A)	422,063,384	428,209,833	△ 6,146,449
(ア) 当年度末一般会計等地方債現在高	281,620,509	281,321,782	298,727
(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額	10,377,636	9,466,467	911,169
(ウ) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還繰入見込額	65,344,158	70,958,457	△ 5,614,299
(エ) 組合等の地方債償還に係る負担等見込額	29,380	40,882	△ 11,502
(オ) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	64,691,701	66,422,245	△ 1,730,544
(カ) 設立法人負債額等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0
(キ) 連結実質赤字額	0	0	0
(ク) 組合等連結実質赤字額の一般会計等負担見込額	0	0	0
イ 充当可能財源等 (B)	472,920,424	467,947,690	4,972,734
(ア) 充当可能基金額	78,539,448	77,197,031	1,342,417
(イ) 特定財源見込額	42,833,959	46,091,475	△ 3,257,516
(ウ) 基準財政需要額算入見込額	351,547,017	344,659,184	6,887,833
ウ 標準財政規模 (C)	213,100,289	212,828,384	271,905
エ 算入公債費等の額 (D)	25,279,647	25,766,031	△ 486,384
将来負担比率((A)-(B))/((C)-(D))	-	-	
(参 考)	(△ 27.0)	(△ 21.2)	(△ 5.8)

- (注) 1 充当可能基金額……ア(ア)からア(カ)までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- 2 特定財源見込額……地方債の償還財源に充当することができる国庫支出金、転貸債の償還金、公営住宅賃貸料、都市計画税など特定の歳入見込額
- 3 基準財政需要額算入見込額……地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

※基準財政需要額…各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税第11条の規定により算出した額

将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため、将来負担比率は算定されない。(報告上「-」で表示)

参考として括弧内に上回る額としてマイナス表示した将来負担比率は△27.0%で、早期健全化基準400%を大きく下回っている。

【参考】他の政令指定都市との比較(30年度決算に基づく健全化判断比率)

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	2.2	57.3
仙台市	—	—	7.2	85.5
さいたま市	—	—	5.1	21.2
千葉市	—	—	13.8	145.5
横浜市	—	—	11.2	138.5
川崎市	—	—	7.3	120.4
相模原市	—	—	2.7	33.3
新潟市	—	—	10.6	138.0
静岡市	—	—	6.7	48.8
名古屋市	—	—	9.4	118.2
京都市	—	—	11.4	191.2
大阪市	—	—	4.2	46.4
堺市	—	—	5.3	20.3
神戸市	—	—	5.7	71.0
岡山市	—	—	6.3	9.3
広島市	—	—	13.1	190.4
北九州市	—	—	11.2	171.7
福岡市	—	—	11.0	123.2
熊本市	—	—	7.7	116.6
浜松市	—	—	6.5	—
政令指定都市平均	—	—	8.1	97.6
全市区町村平均	—	—	6.1	28.9

資料 総務省の「平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」及び「平成30年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より一部加工

## 2 資金不足比率

- 公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。
- 公営企業の資金不足を、公営企業の企業規模である料金収入の規模と比較して数値化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標

$$\text{資金不足比率(法適用企業)} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足比率(法非適用企業)} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{事業の規模}}$$

- (注) 1 流動負債…1年内償還予定地方債(地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの)、未払金、未払費用、前受金、前受収益、賞与等引当金等  
 2 流動資産…現金預金、未収金短期貸付金、基金等  
 3 事業の規模(法適用企業)…営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 4 事業の規模(法非適用企業)…営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### (1) 公営企業会計(法適用企業)…地方公営企業法第2条の事業

#### ア 病院事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 3,111,159	△ 3,087,378	△ 23,781
流動負債等 (a)	971,127	1,069,958	△ 98,831
流動資産等 (b)	4,082,286	4,157,336	△ 75,050
事業の規模 (B)	21,642,312	20,867,719	774,593
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

## イ 水道事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 11,317,881	△ 12,051,547	733,666
流動負債等 (a)	3,729,349	3,235,902	493,447
流動資産等 (b)	15,047,230	15,287,449	△ 240,219
事業の規模 (B)	10,404,712	10,604,832	△ 200,120
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

## ウ 下水道事業会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 4,170,674	△ 3,041,436	△ 1,129,238
流動負債等 (a)	3,908,558	4,525,677	△ 617,119
流動資産等 (b)	8,079,232	7,567,113	512,119
事業の規模 (B)	11,226,574	11,411,301	△ 184,727
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

(2) 公営企業会計(法非適用企業)…地方財政法施行令第46条の事業

ア と畜場・市場事業特別会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	0	0	0
歳出額等 (a)	316,229	306,557	9,672
歳入額等 (b)	316,229	306,557	9,672
事業の規模 (B)	150,689	156,458	△ 5,769
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

と畜場・市場事業特別会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

イ 農業集落排水事業特別会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	0	0	0
歳出額等 (a)	203,918	249,307	△ 45,389
歳入額等 (b)	203,918	249,307	△ 45,389
事業の規模 (B)	31,382	41,579	△ 10,197
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。

ウ 中央卸売市場事業特別会計

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	元年度	30年度	増 減
資金の不足額 (A)=(a)-(b)	△ 19,015	△ 47,405	28,390
歳出額等 (a)	752,188	803,290	△ 51,102
歳入額等 (b)	771,203	850,695	△ 79,492
事業の規模 (B)	460,457	450,094	10,363
資金不足比率 (A)/(B)	—	—	

中央卸売市場事業特別会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されない。